

湖西市インターンシップに関する覚書

湖西市インターンシップによる学生の実習に関し、湖西市（以下「甲」という。）と （学 校 名）（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

第1 実習生の派遣及び受入れ

- (1) 甲は、別紙に定める学生を別紙に定める期間（以下「実習期間」という。）において職場体験実習生（以下「実習生」という。）として受け入れるものとする。
- (2) 乙は、実習生に対し、この覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行うものとする。
- (3) 甲と乙は、実習の実施に当たり、連携及び協力を行うものとする。

第2 実習生の身分

実習生は、乙の学生の身分を有したまま実習を行うものとし、甲の職員としての身分は有しない。

第3 実習時間

原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、受入課が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を行うことができるものとする。

第4 報酬等

甲は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。また、乙及び実習生から、インターンシップに要する費用を徴収しない。

第5 実習生の遵守事項

- (1) 実習生は、市の職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、法令等を遵守しなければならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後を通じ、一切外部に漏らしてはならない。
- (3) 実習生は、実習中、貸与された名札を着用し、市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮しなければならない。
- (4) 実習生は、無断で実習を欠務してはならない。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に甲の承認を得なければならない。
- (6) 実習生は、実習に先立ち、甲に対して誓約書を提出しなければならない。

第6 実習の中止

- (1) 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、実習を中止することができる。
- ア 実習生が、第5に定める遵守事項に反する行為をしたとき。
 - イ 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
 - ウ 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (2) 甲は、(1)の規定により、実習を中止する場合は、その旨を乙に通知しなければならない。

第7 事故責任等

- (1) 乙又は実習生は、実習中（実習機関への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、乙及び実習生は、連帯してその損害を賠償しなければならない。

第8 個人情報等の目的外使用の禁止

甲は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供してはならない。また、甲は、実習生の個人情報をインターンシップ実施以外の目的には使用してはならない。

第9 協議

本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 湖西市吉美3268番地
湖西市長 影山 剛士 印

乙